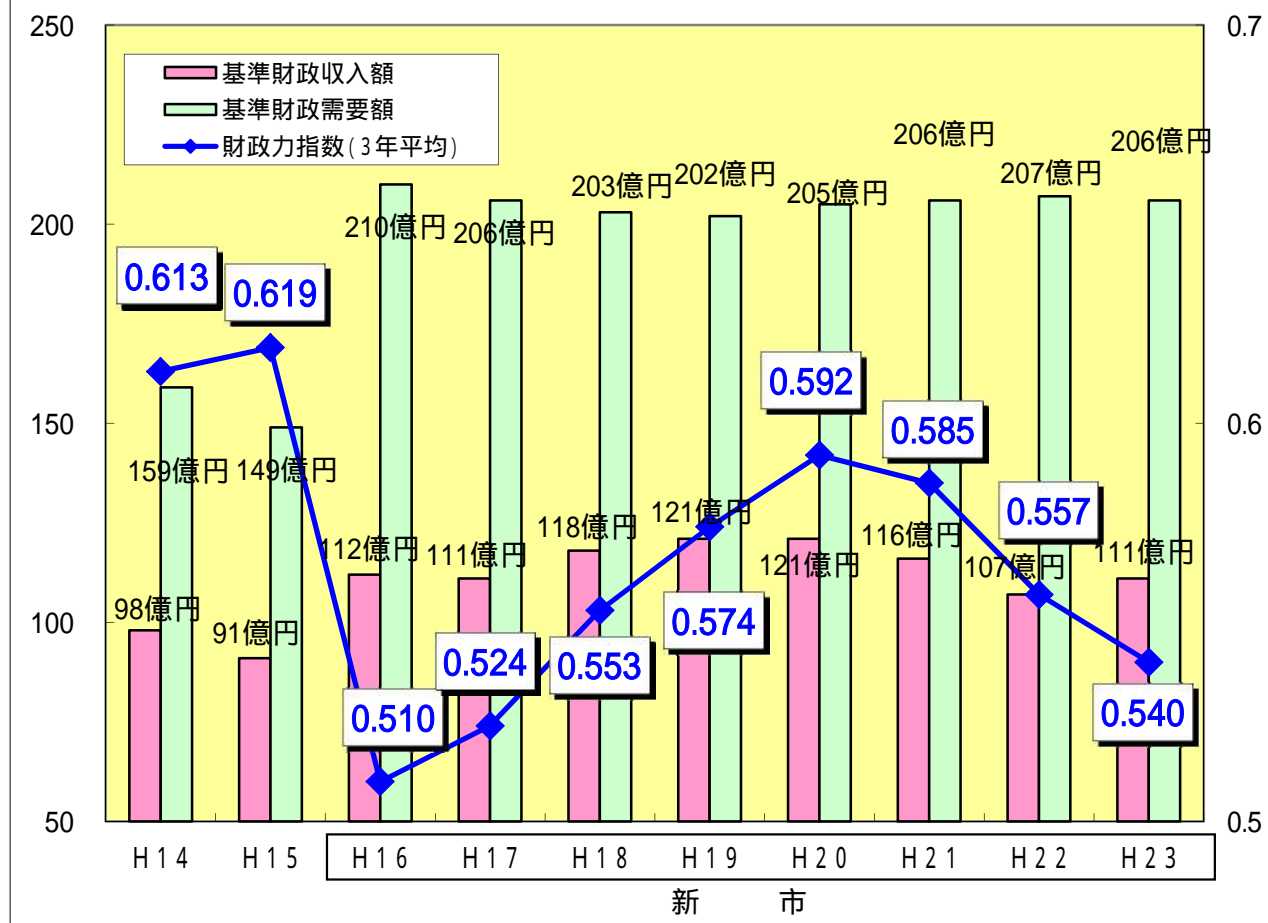


財政力指数

(指数)

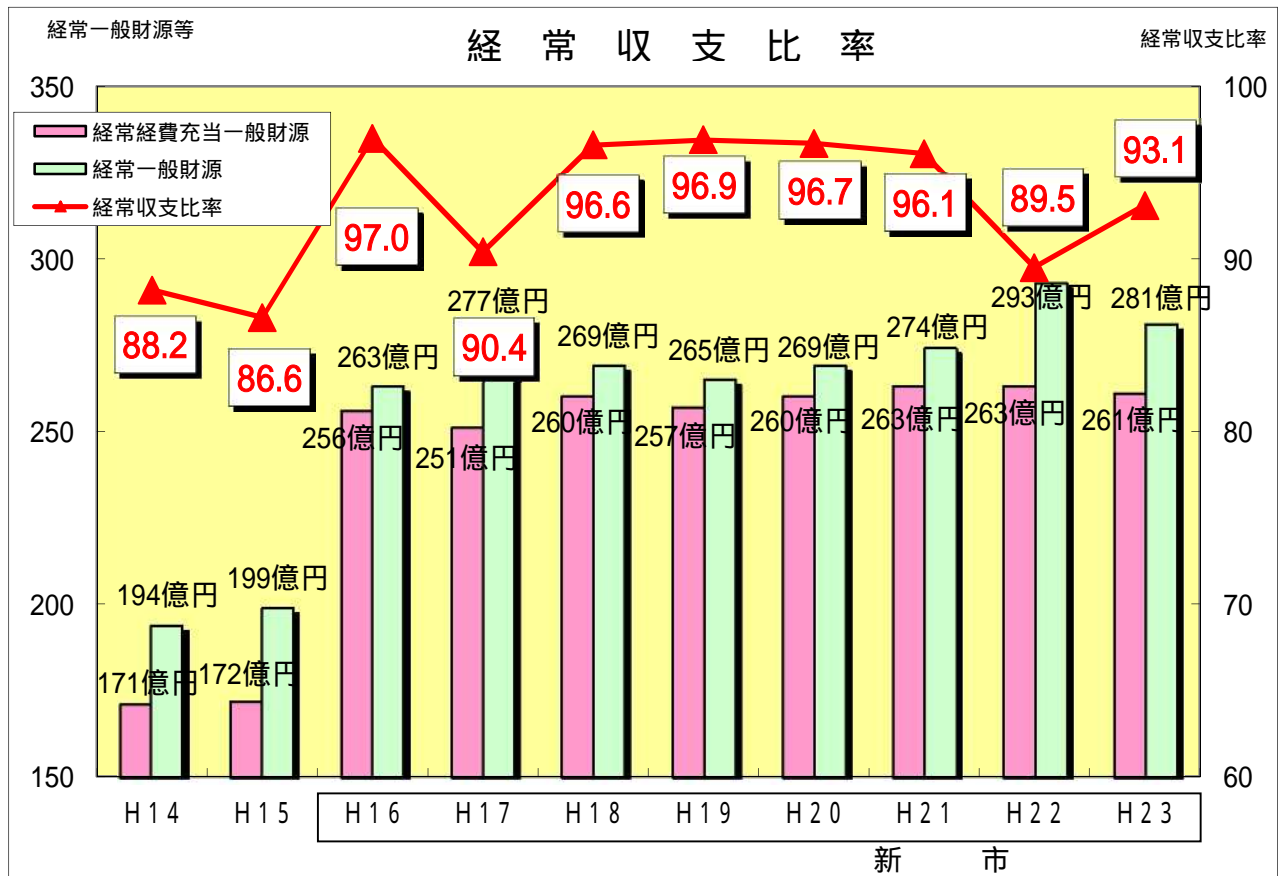


財政力指数とは？

地方公共団体の財政力を示す指標で、通常は3年平均値を使用します。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

この比率が1以上になると地方交付税が交付されない不交付団体となります。三位一体の改革に伴う税源移譲などにより指数は上昇傾向にありましたが、平成23年度は基準財政収入額は増となりましたが、3年平均の値を用いることから下降を続ける結果となりました。



経常収支比率とは？

分母

市税などの使途が特定されていない経常的な収入(経常一般財源)

分子

人件費、施設の維持管理費、扶助費などの経常的な支出(経常経費充当一般財源)

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源}} \times 100$$

この比率が高いほど、公共施設の整備などの建設事業を行うためのお金が少ないことを意味し、財政状況は硬直化しているといえます。

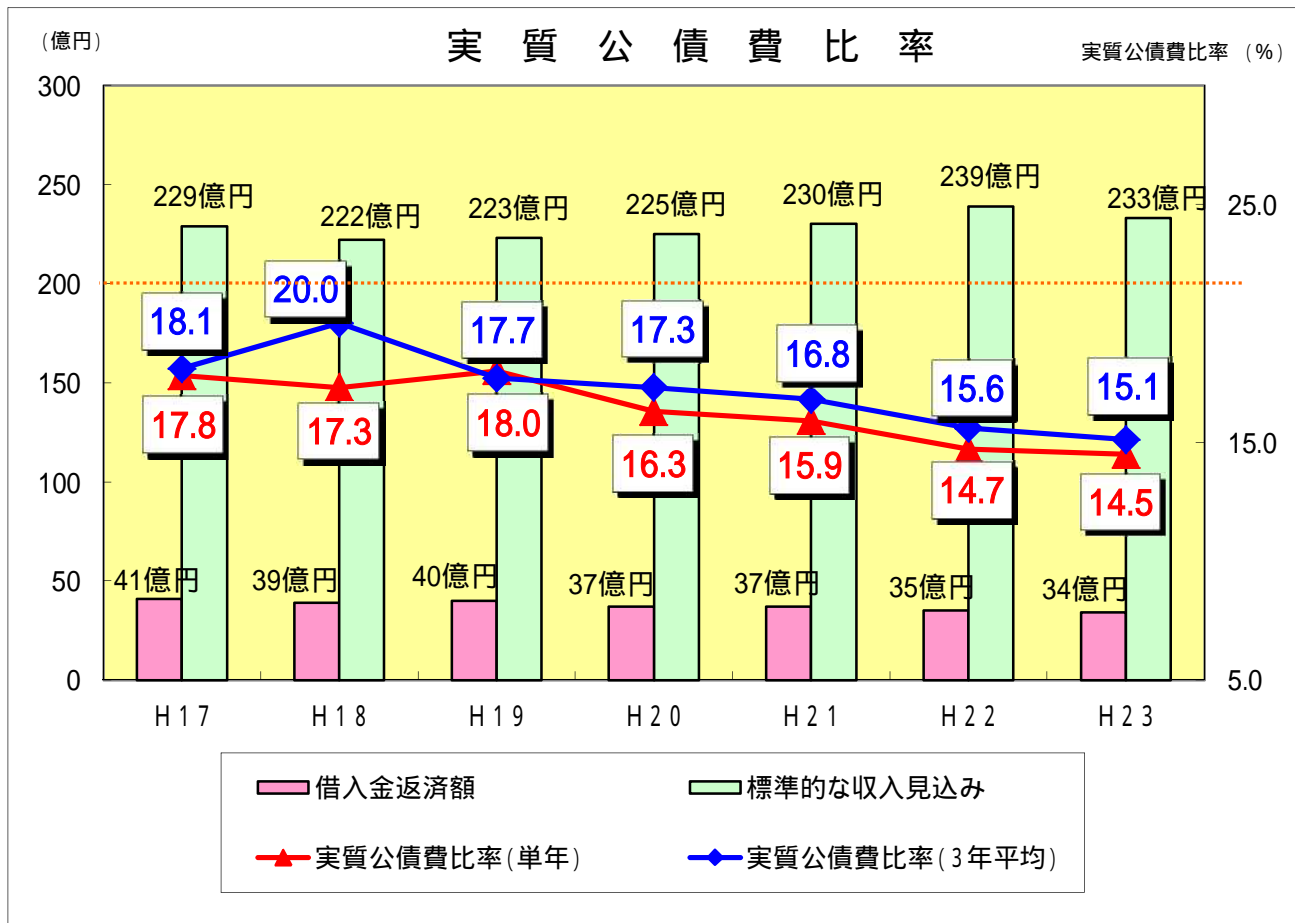
平成23年度決算の状況

平成23年度決算では、平成22年度に比べ3.6ポイント高くなりました。

【主な要因】

分母となる経常一般財源は、市税、普通交付税及び臨時財政対策債の減収により総額が12億円の減となったこと。

分子となる経常経費充当一般財源は維持補修費、扶助費及び補助費等の減により、総額で2億円の減となったこと。



実質公債費比率とは？

平成18年4月に地方債制度が「許可制」から「協議制」に移行したことに伴い導入された指標で、これまでの普通会計に加えて、特別会計や一部事務組合への負担を含んだものとなっています。平成19年度決算からは、健全化判断比率4指標のうちの一つとなりました。

分母
市税、普通交付税などの用途が特定されていない標準的な収入見込み額から、普通交付税に算入された借入金返済額を差し引いた額

分子
道路・学校の建設などの財源とした普通会計の借入金返済のほか、水道・下水道など特別会計や消防などの一部事務組合の借入金返済など、市が負担した額から普通交付税に算入された借入金返済額を差し引いた額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{借入金返済額} - \text{普通交付税に算入された借入金返済額}}{\text{用途が特定されない標準的な収入見込み額} - \text{普通交付税に算入された借入金返済額}} \times 100$$

この比率が25%以上になると、早期健全化団体に位置付けられ、財政健全化計画を策定し、自主的な改善努力による早期健全化を図ることが義務付けられます。

平成23年度決算の状況

平成23年度決算では、平成22年度に比べ3年平均で0.5ポイント、単年でも0.2ポイント低くなりました。

【主な要因】

これまでの市債発行の抑制などにより借入金返済額が減少傾向であることや、市債の発行においては交付税措置のあるものにするなど、後年度負担の軽減に努めてきた効果によるもの。

複雑な指標のため、できるだけわかりやすいように簡略化した説明となっています。

債務残高の推移

平成21年度

平成22年度

平成23年度

比較

地方債残高

・普通会計	565.7億円	557.3億円	547.9億円	9.4億円
・特別会計	441.8億円	434.7億円	426.2億円	8.5億円
・水道事業会計	103.3億円	98.8億円	93.7億円	5.1億円
計	1,110.8億円	1,090.8億円	1,067.8億円	23.0億円
(市民一人当り)	103万円	102万円	101万円)

債務負担行為現在高(2公社金融機関借入分除く)

	39.2億円	55.0億円	45.2億円	9.8億円
--	--------	--------	--------	-------

土地開発公社借入分

	149.6億円	148.9億円	147.9億円	1.0億円
--	---------	---------	---------	-------

都市整備公社借入分

	21.6億円	19.7億円	17.8億円	1.9億円
--	--------	--------	--------	-------

一部事務組合への津山市負担分

	30.2億円	25.9億円	25.1億円	0.8億円
--	--------	--------	--------	-------

津山市債務合計

	1,351.4億円	1,340.3億円	1,303.8億円	36.5億円
--	-----------	-----------	-----------	--------

(市民一人当り)	126万円	126万円	123万円)
----------	-------	-------	-------	---